

2024 年度第 11 回地区カブスリーグ決勝大会 開催要項

2024 年 9 月 9 日版

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 主 旨 | (1) 15 地区カブスリーグ優勝チームが集い、地区カブスリーグの北海道チャンピオンを決定する。
(2) 地区と北海道との接続の観点から、地区カブスリーグの北海道チャンピオンを決定することにより、地区リーグの活性化を図る。
(3) 地区カブスリーグ出場チームが長期的に公式戦に関わることができる環境を設定する。 |
| 2 | 名 称 | 2024 年度第 11 回地区カブスリーグ決勝大会 |
| 3 | 主 催 | 公益財団法人北海道サッカー協会 |
| 4 | 主 管 | 旭川地区サッカー協会(道北ブロック) |
| 5 | 後 援 | 北海道、北海道教育委員会、公益財団法人北海道スポーツ協会、北海道中学校体育連盟、旭川市教育委員会、公益財団法人旭川市スポーツ協会、旭川市中学校体育連盟、旭川市 |
| 6 | 協 賛 | 株式会社ミカサ (大会使用球; FT550B-BLY-FQP) |
| 7 | 期 日 | 2024 年 10 月 12 日(土)・13 日(日)・14 日(月祝) |
| 8 | 会 場 | 東光スポーツ公園球技場 |
| 9 | 参加資格 | (1) 本大会参加申込締切日までに(公財)日本サッカー協会に第 3 種または女子登録した加盟団体(チーム)であること。
(2) ① (1)項のチームに登録(追加登録も含む)された選手であること。ただし、学齢の異なる選手が参加を希望する場合、本大会参加申込締切日までに、(公財)北海道サッカー協会第 3 種委員長に申し出ること。また、予選(地区カブスリーグ)に出場した選手が別チームへ移籍した後に、本大会へ出場することはできない。
② (公財)日本サッカー協会により「クラブ申請」を承認された「クラブ」に所属するチームについては、同一クラブ内の別のチームに所属する選手を、移籍手続きを行うことなく本大会に参加させることができる。この場合、同一クラブ内のチームであれば、複数のチームから選手を参加させることも可能とする。なお、本項の適用対象となる選手の年齢は第 4 種年代とし、第 3 種およびそれ以上の年代の選手は適用対象外とする。
③ 中学校体育連盟加盟チームは、その中学校に在籍し、かつ(公財)日本サッカー協会の女子加盟チーム選手を、移籍手続きを行うことなく、本大会に参加させることができる。ただし、登録している女子加盟チームが本大会に参加している場合を除く。
④ 「合同チーム」の大会参加については、次の条件をすべて満たしている場合のみ認める。11 名以上の選手を有するチーム同士の合同も可とする。
ア 合同するチームおよびその選手は、それぞれ(1)および(2)項を満たしていること。
イ 極端な勝利至上主義を目的とする合同ではないこと。
ウ 大会参加の申込手続きは、それぞれのチーム代表者が協議の上、代表チームが行う。
エ 合同チームとしての参加を地区サッカー協会第 3 種委員長が了承し、予選(地区カブスリーグ)に出場したチームであること。また、本大会においても(公財)北海道サッカー協会第 3 種委員長が別途了承すること。
(3) 北海道カブスリーグ・各ブロックカブスリーグにも出場しているチームの場合、本大会参加申込時の両リーグ累積出場時間の上位 11 名(GK1 名を含む)はプロテクトされ、本大会には出場できない。また、2024 年度シーズンの地区カブスリーグの |

出場累計時間が他リーグの同時間より短い選手もプロテクトされ、本大会に出場できない。3rd チームが出場する場合は、1st11 名、2nd11 名、計 22 名(GK2 名を含む)がプロテクトされる。このプロテクト選手については、北海道カブスリーグ・各ブロックカブスリーグ担当者に(公財)北海道サッカー協会第 3 種委員長が事前に確認するものとする。累積出場時間によるプロテクト選手を特定する方法を用いていないブロックカブスリーグにおいては、一度でもプロテクトされた選手を対象とし、本大会に出場できない 11 名(GK1 名を含む)を特定する。

10 参加チーム
とその数

計 16 チーム

地区カブスリーグ優勝チーム 15、登録チーム数最多地区(札幌地区)から 1 出場チームがない地区がある場合、主管ブロックで補充することを原則とするが、出場チームを決定することができない地区があり、かつ主管ブロックでの補充が困難な場合は、16 チームに満たない変則ノックダウン方式で実施する。

11 競技規則

2024/25 年度の(公財)日本サッカー協会競技規則による。ただし、主将のアームバンド着用は義務づけない。また、以下の項目については本大会規定を定める。

- (1) ベンチ入りできる人員は 14 名(チーム役員 5 名、選手 9 名)を上限とする。
- (2) 選手交代は競技開始前に登録した最大 9 名の交代要員の中から最大 9 名までとする。「自由な交代」は採用しない。ただし、「脳振盪による交代」においては、すでに交代で退いた競技者であっても交代で競技者になることができる。この場合、相手チームにも、すでに交代で退いた競技者が交代で競技者になる権利が発生する(両チームが同時に「脳振盪による交代」を行う場合は除く)。一度退いた選手が再び出場できる人数は両チーム同数となる。なお、今大会は「脳振盪による交代」の人数制限は設けない。
- (3) 本大会において退場を命じられた選手は、次の 1 試合に出場できず、それ以降の処置については大会規律委員会において決定する。
- (4) 本大会期間中に警告を 2 回受けた選手は、次の 1 試合に出場できない。

12 競技方法

- (1) ノックダウン方式で実施する。第 3 位決定戦は行わない。
- (2) 試合時間は 70 分(35 分ハーフ)とし、ハーフタイムのインターバル(前半終了から後半開始まで)は 10 分とする。
- (3) 勝敗の決しない場合は、全試合ペナルティキック方式により次回戦に進出するチームを決定する。(決勝においては優勝を決定する。)
- (4) 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等で出場辞退となった試合は、当該チームの不戦敗、対戦相手の不戦勝とする。対戦チームがともに出場辞退となった場合はともに不戦敗とし、次戦の対戦相手の不戦勝とする。

13 懲 罰

- (1) 本大会予選(地区カブスリーグ)は懲罰規程上の同一競技会と見なし、予選終了時における退場・退席による未消化の出場停止処分は本大会において順次消化する。
- (2) 本大会は(公財)日本サッカー協会「懲罰規程」に則り、大会規律委員会を設ける。
- (3) 大会規律委員会の委員長は主管ブロック長が兼任する。委員の人選については委員長に一任する。
- (4) 本開催要項に記載にない事例に関しては、大会規律委員会において決定する。不都合な行為が発生した場合は、そのチームの本大会への出場を停止する。

14 参加申込

参加チームは、以下の手続きを期日までに完了すること。

- (1) 参加申込用紙・チーム集合写真・プライバシーポリシー同意書を、E メールで申込先 A 宛に提出する。(上記書類は、地区サッカー協会経由で B (公財)北海道サッカー協会と C 旭川地区サッカー協会に送付される。)
- (2) 大会参加料の納入
参加料 22,000 円(税込)を 2024 年 10 月 1 日(火)までに下記指定口座へ納入する。審判を帯同できないチームは不帯同審判料 16,500 円(税込)を同時に指定口座に振り込むこと。(17 項参照)
- (3) 親権者同意書の提出

郵送で申込先B宛に送付する。今年度提出済の選手は不要。

- (4) 参加申込締切
2024年10月1日(火)17:00
- (5) 参加申込用紙に記載する背番号は選手固有のものとする。参加申込できる人員は、1チームをあたり30名(チーム役員5名、選手25名)を上限とする。

[申込先]

- A 所属地区サッカー協会
B (公財)北海道サッカー協会
〒062-0912 札幌市豊平区水車町5丁目5-41
北海道フットボールセンター内
TEL 011-825-1100 FAX 011-825-1101
C 旭川地区サッカー協会第3種事業委員会 則末 俊介
asahikawau15.nori@gmail.com

[参加料振込口座]

- 旭川信用金庫 東旭川支店
旭川地区サッカー協会 第3種事業委員会 則末 俊介
普通預金 0261361

- 15 追加登録 追加登録は認めない。
- 16 組合せ (1) フリー抽選により、組合せを決定する。同一地区から複数チームが出場する場合は、決勝戦まで対戦しないように抽選を行う。
(2) 2024年10月2日(水)に、(公財)北海道サッカー協会第3種委員会において抽選を行う。
- 17 帯同審判員 参加チームに審判を割り当てる。3級以上の(公財)日本サッカー協会認定審判員の帯同を義務付ける。なお、監督のみ、帯同審判を兼務できないこととする。帯同する審判員の氏名、資格等を参加申込書に記載すること。帯同できない場合は、不帯同審判料16,500円(税込)を申込と同時に指定口座に振り込むこと。
- 18 ユニフォーム (1) ユニフォーム(シャツ・ショーツ・ソックス)は正の他に、副として正と色の異なるユニフォームを参加申込の際に記載し、各試合に必ず携帯すること(FP・GK用共)。
(2) 審判(黒色)と同一または類似したシャツを試合において着用することはできない。
(3) ユニフォームの色・背番号の参加申込以降の変更は認めない。
(4) シャツの前面・背面に選手登録用紙に記載された選手固有の番号を付けること。
(5) その他については、(公財)日本サッカー協会ユニフォーム規程によるが、以下の内容については、従来のユニフォーム規程を緩和する。
 - ・ ソックスにテープまたはその他の材質のものを貼り付ける、または外部に着用する場合、ソックスと同色でなくてもよい。
 - ・ アンダーシャツ、アンダーショーツ及びタイツの色は問わない。ただし、チーム内で同色のものを着用することが望ましい。
 - ・ ユニフォームのモデルチェンジ等で、ラインやメーカーロゴの有無またはその大きさや位置、襟の形状などにおける微細な相違が認められるユニフォームを着用する選手が混在する場合は、その相違のすべてが解る写真データを、10月3日(木)までに、所属地区協会第3種委員長経由で、(公財)北海道サッカー協会第3種委員長宛送信すること。出場チームがその情報を共有することで、その混在を認めるが、新旧ユニフォームが完全に同色であること。
- 19 表彰 優勝、準優勝、第3位のチームを表彰する。
- 20 監督会議 行わない。全試合、試合開始60分前にマッチミーティングを行う。
- 21 開閉会式 行わない。
- 22 負傷及び事故の責任 大会期間中の負傷及び事故の責任は、当該チームが負うこととする。また、医師及び救急用品の準備は各チームの責任において行う。
- 23 その他 (1) 本大会は実行委員会を組織し運営を行う。委員会は実行委員長及び主管地区サ

サッカー協会第3種委員長、その他実行委員長が必要と認めた者で構成され、実行委員長は(公財)北海道サッカー協会第3種委員長が務める。

- (2) 出場チームは(公財)日本サッカー協会発行の選手証を持参すること。但し、写真添付により、顔の確認できるものであること。
* 選手証とは、(公財)日本サッカー協会 WEB 登録システム「KICKOFF」から出力した選手証・登録選手一覧を印刷したもの、またはスマートフォンや PC 等の画面に表示したものを示す。選手証は、試合前にエントリー用紙と同時に大会本部に提出すること。
- (3) 各試合の試合開始 60 分前に大会本部において、メンバー登録用紙の回収、両チームのユニフォームの決定、諸注意事項の確認(マッチミーティング)を行う。
- (4) 参加選手は、傷害保険に加入し、本大会での傷害に対応すること。
- (5) 荒天・震災・雷等の理由で、前日までに試合実施困難と予測される場合は大会実行委員会において協議の上、対処する。中断・中止とすることがあることを留意のこと。ただし、試合当日の判断は以下の通りとする。
 - ・ 定刻に試合が開始できない、または、試合が中断した場合は、15 分間を限度に待機し、試合の開始・再開または中止を MC が決定する。MC 不在の試合は主審と大会実行委員会が協議のうえ決定する。
 - ・ 試合開始ができなかった場合、または前半を終了することができなかった場合、当該試合は不成立とする。前半途中で中断し再開できなかった場合、その時点での得点はすべて無効となる。
 - ・ 前半途中で中断し試合を再開できなかった場合、中断前に警告・退場・退席処分等があった場合は、そのすべてを有効とする。
 - ・ 前半が終了した後の中断後、試合を再開できない場合は、試合成立とする。
- (6) 延期とせざるを得ない試合が 1 試合でも発生した場合は、大会期間内で、各チームの試合数や試合間隔に公平性を保つことを優先し、大会実行委員会で日程変更等を協議決定する。場合によっては、表彰チームを決定せずに本大会を終了することもあり得る。
- (7) 試合前日や当日などに、不測の事態により延期または中止となった場合、交通費や宿泊費などすべての経費(キャンセル代を含む)は、すべてチームの負担とする。
- (8) 参加申込用紙等に記載されている個人情報、大会運営の目的のためにのみ使用し、第三者に提供しない。また、個人情報は厳重に管理し、大会終了後、責任を持って破棄する。
- (9) 本大会一部の試合に MWO(マッチウエルフェアオフィサー)を配置する。なお、配置できない試合においても次の(10)項の遵守事項に留意のこと。
- (10) 指導者が選手を引率する際の遵守事項
 - ① 選手の個々の権利、尊厳及び価値を尊重し、平等に扱うこと。
 - ② 選手の権利及び安全を最優先で扱うこと。
 - ③ 身体に対する暴力行為を行わないこと。
 - ④ 不適切な言葉を使用しないこと。
 - ⑤ 身体に対する暴力行為や不適切な言葉の使用を放置しないこと。MWO(マッチウエルフェアオフィサー)が、試合の前後または試合中に、指導者へ上記事項の遵守をうながすことがあるので留意のこと。
- (11) 新型コロナウイルス感染症に対する取扱いについては、以下の通知の通りとする。『新型コロナウイルスの 5 類感染症移行に伴う今後の HKFA 主催事業について(通知)』

<https://www.hfa-dream.or.jp/information/20230519-02/>

以上